

## 北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、北九州市議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (発行)

第2条 北九州市選挙管理委員会（以下「市の委員会」という。）は、北九州市議会議員の選挙においては、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。

### (掲載の申請)

第3条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、市の委員会の指定する期日までに、文書で市の委員会に申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載してはならない。

### (掲載の方法)

第4条 市の委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、市の委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

### (配布)

第5条 選挙公報は、市の委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布しなければならない。

### (発行を中止する場合)

第6条 公職選挙法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

### (申請等の時間)

第7条 この条例に定める事項又はこの条例に基づき市の委員会が定める事項

について市の委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、市の委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、適用しない。